

常設委員会及び特別委員会規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、定款第35条第4項の規定に基づき、常設委員会及び特別委員会の組織及び運営等に關し必要な事項を定める。

第2章 常設委員会

(種類及び所掌事項)

第2条 常設委員会（以下、「委員会」という。）の種類及び所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 総合政策委員会

- ① 商品デリバティブ取引に係る基本的制度に関する事項
- ② 商品先物取引業界の組織構造に関する事項

(2) 市場振興委員会

- ① 商品市場の振興策に関する事項
- ② 商品先物取引業の活性化に資する営業支援策に関する事項
- ③ 商品デリバティブ取引の普及啓蒙に関する事項

(構成)

第3条 前条第1号に規定する委員会は、理事、会員の役員並びに取引所及び関係団体の役職員のうちから選任する委員をもって構成する。

- 2 前条第2号に規定する委員会は、会員の役員であつて営業責任者又はそれに相当する職にある者のうちから選任する委員をもって構成する。
- 3 委員会ごとの委員の総数は5人以上15人以内とする。
- 4 委員会に、委員長1名及び副委員長2名以内を置く。

- 5 委員長は、会議の議長となり、理事会の諮問事項に関する委員会の審議結果を理事会に報告する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐して、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(委員の委嘱)

第4条 委員会の委員長は、理事又は理事の所属する会員の役員のうちから、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

- 2 委員（委員長を除く。）は、委員長の推薦を受けて、会長が委嘱する。
- 3 副委員長は委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、専門委員については、別に定めることがある。

(会議の招集)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(議決方法等)

第6条 委員会は、委員総数の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 委員は、各1個の表決権を有する。ただし、特別な利害関係を有する事項については、その審議及び議決に参加することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の表決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(書面等による委員会)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めるこことによって、委員会の議決に代えることができる。この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

- 2 前条の規定は、前項の場合における議決について準用する。

(会長等の出席)

第8条 会長及び副会長は、委員会に隨時出席し、意見を述べることができる。

(代理人及び委員以外の出席)

第9条 やむを得ない理由等により委員会に出席できない委員は、その所属する会員の役員又は使用人であってあらかじめ協会に届け出た者を、代理人として出席させることができる。

- 2 前項の規定により代理人が出席したときは、委員本人が出席したものとみなす。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を経て、委員及び第1項に規定する代理人以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(小委員会)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、小委員会を置き、その所掌事項の一部の審議を行わせることができる。

- 2 小委員会の委員は、その委員会の委員、会員の役職員、商品取引所若しくは関係団体の役職員又は学識経験者のうちから、委員長が委嘱する。
- 3 小委員会の委員長は、その委員会の委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 4 小委員会の委員長は、会議の議長となり、小委員会の審議結果を委員会に報告する。

(議事録)

第11条 委員会の議事については、その経過の概要及び結果を記録した議事録を作成する。

- 2 第7条第1項の書面等による委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。

第3章 特 別 委 員 会

(構 成)

第 12 条 特別委員会は、理事、会員の役職員、商品取引所若しくは関係団体の役職員又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。

(委 員)

第 13 条 第4条（第4項を除く。）の規定は、特別委員会の委員について準用する。

2 特別委員会の委員の数及び任期は、理事会の議決により定める。

(規定の準用)

第 14 条 第3条第3項から第5項及び第5条から第11条の規定は、特別委員会に準用する。

附 則

- 1 この規則は平成 11 年 4 月 8 日から施行する。
- 2 平成 11 年度に選任される委員の任期は、第4条第4項の規定にかかわらず、平成 11 年度終了後 3 月以内に開催する通常総会後、最初に開催する理事会の終了の日までとする。

附 則

この規則の変更は、平成 20 年 11 月 21 日から施行する。

*改正条文：第3条第3項を改正

附 則

- 1 この規則の変更は、平成 21 年 7 月 16 日から施行する。
- 2 改正後の規定により選任される第2条第1項の委員会の委員の任期は、第4条第4項の規定にかかわらず、平成 21 年度終了後 3 月以内に開催する通常総会後、最初に開催する理事会の終了の日までとする。

*改正条文：第2条、第3条第1項から第4項及び第4条第4項を改正

附　　則

この規則の変更は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

*改正条文：第 2 条第 2 項及び第 3 条第 2 項を改正

附　　則

1. この規則の変更は、平成 25 年 6 月 19 日から施行する。

2. 改正後の規定により設置される第 2 条各号の委員会の最初に委嘱される委員の任期は、第 4 条第 4 項の規定にかかわらず、平成 25 年度終了後 3 月以内に開催する通常総会後、最初に開催する理事会の日までとする。

*改正条文：第 2 条及び第 3 条第 1 項から第 3 項を改正

附　　則

この規則の変更は、平成 26 年 7 月 15 日から施行する。

*改正条文：第 4 条第 1 項を改正